

令和 7 年度兵庫県会計年度任用職員（精神保健業務推進員）採用選考案内

◇受付期間	令和 7 年 9 月 4 日（木）～
◇試 験 日	書類選考後、お知らせします
◇任用期間	令和 7 年 10 月中旬～令和 8 年 3 月 31 日
◇勤務場所	兵庫県福祉部障害福祉課（兵庫県庁第 1 号館 3 階） （神戸市中央区下山手通 5－10－1）

1 募集職種、採用予定人員等

職 種	採用予定 人 員	主な職務内容	勤務形態	備考
精神保健業務推進員	若干名	県が実施する精神保健医療に係る業務（診察の立ち会い、移送、文書作成、電話対応など）	週 29 時間 〔原則 7 時間 15 分 × 週 4 日〕	勤務地 兵庫県福祉部 障害福祉課
（必要な免許・資格） 以下のいずれかの免許・資格を有すること 精神保健福祉士、公認（又は臨床）心理士、保健師又は看護師				

2 受験資格

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県の本庁舎に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (5) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方
- (6) その他、希望する職務に必要な資格、能力等を有する方

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 面接日時
書類選考を通過者に、別途、連絡します。

(3) 面接場所

兵庫県庁内又は県庁周辺の会議室（面接日時とあわせて対象者に通知します）

4 申込先及び申込方法

(1) 受付期間

令和7年9月4日（木）～

(2) 申込先、申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真貼付）を提出してください。

なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。受験申込書には、PDF 文書が受信可能な電子メールアドレスを必ず記載してください。

【提出先】

〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県福祉部障害福祉課（兵庫県庁第1号館3階）

[TEL:078-341-7711(代)内線:2965]

様式は、メールにてお送りしますので、以下のメールアドレスあてに、様式送付希望の旨、お知らせください。

メールアドレス shougai@pref.hyogo.lg.jp

5 合格発表

面接試験終了後に文書又はメールで通知します。

6 採用予定時期

採用は原則として令和7年10月中旬以降です。

（勤務状況等により、更新の可能性あり）

7 任用期間

令和7年10月中旬以降から令和8年3月31日（火）までです。

8 勤務条件等

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 159,100 円～182,400 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。

なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額及び(3)期末手当・勤勉手当の支給月額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 期末手当・勤勉手当
年間計 4.6 月（6・12 月期各 2.3 月（在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり））
※ 任期が 6 か月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象
- (4) 通勤交通費
正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）
- (5) 勤務時間
週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）
- (6) 休暇
年次有給休暇（時間単位の取得が可能）
その他、任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり
- (7) 社会保険
地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険
- (8) 条件付採用
改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。